

さいとう武士後援会 規約

第1条 (名称及び所在地)

本会は、「さいとう武士後援会」と称し、事務所は千葉県市原市内に置く。

第2条 (目的)

本会は、齋藤武士氏の政治活動を支援し、市原市の発展と住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、意見交換会、座談会、勉強会等の開催
- 2 機関紙、その他印刷物の発行及び配布
- 3 会員及び関係諸団体等との情報交換及び親睦
- 4 その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条 (会員構成)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者によって構成する。

第5条 (役員とその選出及び任期)

- 1 本会は次の役員を置く。
会長1名、副会長若干名、幹事若干名、会計責任者1名、相談役若干名
- 2 役員は総会にて選出する。ただし相談役については、会長が推薦し、役員会で決定する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第6条 (総会及び役員会)

- 1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ、臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第7条 (経費)

本会の経費は、寄付金、その他の収入をもって充当する。

第8条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第9条 (情報管理)

本会は、会員名簿の政治活動目的以外の使用及び名簿の一般公開を禁止する。

附 則

本規約は、令和4年9月24日より施行する。